

茨城キリスト教短期大学（創造）四十周年記念号（第十九号）抜刷
一九九〇年

都祁村の民俗と社会

—奈良県山辺郡都祁村針調査・予備的報告—

都祁村調査班

（森 謙二ゼミ）

都祁村の民俗と社会

—奈良県山辺郡都祁村針調査・予備的報告—

都祁村調査班

(調査指導 森 謙二)

はじめに

この調査報告書は、一九八九年八月七日から一〇日まで奈良県山辺郡都祁村針で行った調査に基づいたものである。調査の主体になったのは、茨城キリスト教短期大学と明治大学の私のゼミに属する学生達である。この報告書もこれらの学生によってまとめられたものである。

都祁村での調査は今回で終了するわけではなく、今後数年にわたって継続をする予定であるが、調査の参加者がそれぞれの大学・短大を卒業してしまうこと、私が一九九〇年四月から海外研修のため日本を留守にすることもあり、とりあえずこれまでの調査の成果をまとめることにした。またそれは今後の調査の指針とするためでもある。

古い歴史を持ち、豊かな文化に育まれた大和高原の村、都祁村での調査は、学生の調査指導を離れても、私には有意義な調

査であった。今回の調査を通じての私の問題意識については、次章において述べたのでそれを参照していただきたいと思う。しかし、今回の調査においては反省すべき多くの点がある。その一つは、予備調査が不十分であり、調査の開始時において学生のために十分な調査票が作成できなかったこと、第二は調査期間が短すぎたこと、第三は学生を含め「調査慣れ」があったことであろう。その意味では、この調査報告はこれまでの調査報告に比べ出来の悪いものになっている。

これまでと同様、この調査報告を作成するために一二月に合宿を土浦で行い、報告書作成の準備をした。それ以降、時間の関係もありほとんど修正することもなく、報告書を印刷にまわすことになったが、今後の調査を通じて今回の報告書で不十分な点について、補充をしていきたいと思う。また、今回の報告書ではあらゆる統計資料を省いた。一つは枚数の制限にもよるものであるが、統計資料がまだ十分に整理できていないことも

あり、掲載を見送った。その外にも、まだ多くの資料が未整理のまま残されている。また、私たちは詳細な石塔墓の配置図を作成した。これについても今回は掲載を断念した。「墓制」を担当した学生は調査の期間この配置図の作成に従事した。今回その苦勞が実らなかつたので、せめて名前だけでもここに掲載することにしたい。特に、一年生は調査後現地で作成したカードに基づいて資料整理を行っている。苦勞多くして、成果が形に現れないのは残念であろうが、次の報告書では必ず掲載することを約束しておこう。

△北村▽小出正一郎・根本孝子

△石堂▽本田直人・熊谷仁・鈴木香里

△向出▽林幸夫・君山真由美

△東部1(堂脇)▽鈴木ひろみ・上野清美

△東部2▽立川美和子・川井由美子

この調査では、多くの方にお世話をいただいた。針の区長である中西留男氏、都祁村教育委員会の方々、針村役場企画課・総務課の方々、針の社守である東田正一氏をはじめ氏子総代の方々、観音寺住職そして今西忠男氏には貴重な資料を見せていただいた。多くの御協力をいただきながら充分な報告書を作成できなかったことをお詫びしなければならぬが、御礼と共に最後の御指導・御鞭撻をお願い申し上げる次第である。

最後に、今回の調査では多くの友人に手伝っていただいた。

林研三氏(札幌大学助教授)、牧田勲氏(摂南大学助教授)、竹内康博氏(東邦短期大学講師)、山内健治氏(茨城キリスト教短期大学講師)にも御礼を申し上げたい。なお、今回の調査参加

者については各章の最後に名前を掲載した。

(森 謙二)

一 都祁村調査の問題点と今後の課題

1 垣内について

針は、まず東針と西針に区分される。この二つの地域は江戸時代には行政村として区分されていたが、村落共同体としては一つであったとされる。さらに東針は東部、石堂の二つの垣内、西針も北村、向出の二つに区分されている。それぞれの垣内には無住の寺がありかつその側には垣内を単位とした石塔墓(詣墓)がある(ただし、東部垣内では、二カ所の石塔墓がある)。

この針の垣内の改編については、次のように伝えられている。すでに触れたように、針は、江戸時代は東針村と西針村の二村に分かれていた。この二つの行政村が一村として統合されるのは明治八年のことである。「合村御願書」には次のようにある。

右ニヶ村之義ハ往昔ハ一村ニ御座候処中興より租税二限り東西に分村相成り然レトモ戸籍簿ヲ始メ社寺ニ至ル迄渾而兩村立会ニテ村民ノ交際モ至而懇親一和ニシテ実ニ一村同様に村柄ニ有之 (略) 東西之名義被廃止往古ニ復シ

更ニ針村ト相改申度候 (略) (今西忠男「針村資料三」)。

この資料でみる限り、針は行政村としては二村であったとしても、交際や祭りに際しては一つのムラとしてまとまっていたことがわかる。当時、東針村は三四戸(一九九人)、西針村は四

四戸(二三四人)と報告されている。また、『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』(奈良県教育委員会)によると、大字總代の談として、「昔は東・堂脇・石堂出が一つで「東」、向出・北村の二者が一つで「西」といって、両垣内に分かれていた(六一頁)という。つまり、東針村と西針村は以前それぞれが一つの垣内であったというのである。この「昔」というのがいつの時代のものであるかわからないが、垣内はそれ以降分裂をしていくことになる。

さて、昭和二十七年(一九五二)当時においては、東部垣内が、戸数の増加により「東」と「堂脇」の二つの垣内に一時分裂していた時期もあった。『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』によると、「針では相並ぶ東と堂脇とは近い過去に分裂し、現在も完全な分裂を完了していない(六一頁)と当時の垣内の状況を報告している。現在、東部の垣内が二つに分裂していたことを知る者は少なく、「そんな時期もあったかも知れない」という程度にしか記憶されていない。ただ、東部垣内が二つに分かれていたことは、東部の石塔墓が二カ所に分かれていることから窺い知ることができるのである。

垣内の戸数は、一九五二年当時は東(一三軒)堂脇(一一軒)石堂出(一九軒)向出(二九軒)北村(二四軒)、一九八九年には東部(二八軒)石堂(一九軒)向出(三四軒)北村(二四軒)となっている。このように垣内は一定の改編がなされているにもかかわらず、その凝集力は強いといわなければならない。その凝集力の強さは次に述べることに現れてくる。

まず第一に、垣内はそれぞれ固有の財産(主に山林・田畑等)

を所有していることである。無住の寺もまた垣内の所有である。また、垣内はそれぞれ正月のムラ寄合と前後して寄合を持ち、彼岸には道普請(道作り)とオコモリ、八月一日の石塔墓の清掃など、垣内に固有の行事をもつこと。第二に、ムラ(針の集落)入りが同時に「垣内入り」を意味するものではないことである。ムラ入りはニューク(入区)、垣内入りはクミイリ(組入り)と称し、それぞれムラ寄合・垣内寄合の承認を必要とするとともに、ムラと垣内の共有財産の潜在的な持分権者となるために、それぞれにたいして一定の対価を支払わなくてはならない。したがって、ムラ内部での移転であったとしても、異なった垣内への移転や異なった垣内への分家が無条件に認められるわけではない。このことについて『奈良県総合文化調査報告書―都介野地区』では次のように報告されている。

針では他村のものが村入りをするときは、村中総集会のとき保証人を頼み金を出して契約書を書かねばならないが、村に入っただけでは垣内に入れないのである。垣内に入らねば、その者が死んだ時も誰も手伝いに来ないし、垣内の寺の権利がない。従って、石塔を建てられない。東垣内内では骨を埋める墓地も与えられないのである(五九頁)。

このような内容をもつ垣内入りクミイリは、必然的に垣内外への分家を実質的に制限することになるので、本家と分家は同一の垣内にかたまることになる、とされる。今回の私たちの調査は、このことを検証する作業をしていないが、少なくともこれまでの調査でも概ねそのような傾向は窺えるし、今後の調査で実証的にこのことについても明らかにしたい。

このように垣内とムラの関係を見てきたとき、まず第一に、針（ムラ）は家を単位として構成されているという以前に、垣内の連合体であることが少なくとも認識されなければならないであろう。垣内が家の連合体であるとすれば、ムラは垣内の連合体であり、このような家―垣内―ムラという重層的な構造のなかで、ムラの組織構造が問われなくてはならないであろうということである。ただ、垣内が固有の財産をもち、凝集力が強い集団であったとしても、垣内自体がいわば「自然村」あるいは一つの村落共同体として存在している（していた）ことを主張するものではない。一つの村落共同体（ムラ）としてあるのはあくまでも針である。このことは、後に述べる宮座組織からみても明かであろう。このように独立した垣内によつてムラが構成され、しかも以前は東針と西針によつて構成されていたとすれば、双分制 (dualism) あるいは双分組織 (dual organization) との関連も考慮にいれておく必要があるだろう。

後に述べるように、針の埋墓も神社を中心として東と西に分かれている。もつとも、東の埋墓に埋葬するのは主に東部の垣内の人々であり、西の埋墓には石堂・向出・北村の垣内の人々であり、東針と西針の範囲と異にしている。とはいえ、これらのことは双分制を想起させるに充分な根拠をもっているように思われる。私たちはこのことを踏まえた上で、今後の調査が行われなければならない、と考えている。

2 トウマイリについて

トウマイリというのは、八月一日から八月七日までのある定

まった日に、仏になった親を墓参することである。彼岸にこれを行う場合には、ヒガンマイリともいう。墓参するのは、原則的には仏になった者の子であり、したがってトウマイリの日には分家、嫁入り、養出等により当該の家から出ている全ての子たちが実家（デアト）に集まることになる。この場合、その子は自己の子（仏からみれば外孫）を連れて行くのが普通であるが、自己の子（孫）がすでに他家に属する場合には、その子（孫）はトウマイリには行かない。また、子が死亡している場合にはその子の子（孫―子が属する家のアトツギ）が来ることになる。針の人々は、盆は家の先祖供養の日であるが、トウマイリの日にはデアト＝実家の先祖供養の日であると、考えている。

このトウマイリに最初に注目したのは故蒲生正男氏であろう。蒲生氏は一九五一年に実施した都介野村（現都祁村）吐山における調査（奈良県総合文化調査）に基づいて、トウマイリを次のように分析している（増訂・日本人の生活構造序説）二〇五頁～六頁を参照）。

① 家を相続する子女は自己の家すなわち原則として父の実家に仏をもつことはもちろん母の家にも仏をもっている。したがって少なくとも父と母の二つの家にトウマイリをする義務をもっている。さらに父の母や母の母の家にも、父母にかわつて代参の義務を負っている。そこで相異なる家に所属する仏を共有する関係が生じ、トウマイリに集まるのは同一の仏を共有する人々である。

② 嫁のデアトはやがて母のデアトとして婚家の者にとつて必ずトウマイリをしなければならぬものとして尊重され

る。同族団のように、系譜の本末関係によって絶対的な家の序列が決定されるのではなく、婚姻関係を契機としてトウマイリ「される」家と、トウマイリ「しなければならぬ」家の関係が成立し、それに応じて相対的な家の序列がそのつど決定される。

③ シンセキとして考え、相応の交際を営んでいる人たちは、(イ)トウマイリに際して自分の家が集まってくる人たち、(ロ)自分がトウマイリをする家の者、(ハ)同一の家にトウマイリをする関係者、のいずれかである。

私たちの調査では、①にある母の母の家へのトウマイリの代参は聞くことができなかつた。つまり、家を相続した子女であれば、父の母のデアトには代参しなければならぬが、母の母のデアトについては母のデアトを相続した者(一般的には母の兄弟)が行く、という意見が多かつた。とはいえ、A家を相続した者は、A家に属する仏だけではなく、母のデアトであるB家の仏もまた共有するというには変わりはない。この蒲生氏の指摘のなかで重要なことは、このようなトウマイリが八義務Vとしてあること、つまり自己が属する家の祭祀だけではなく、母のデアトの祭祀をも分担しなければならぬ八義務Vを負っている、ということである。

蒲生氏がこのトウマイリを通じて明らかにしようとしたことは、②のなかにあるように、父系出自集団である同族にたいして双系的な親族関係、言い換えれば「祖先中心的」な親族にたいして「自己中心的」な親族の形態を示すことにあつたといえるであろう。ただ、トウマイリに現れてくる祭祀のあり方を、

父系的な出自集団に対峙することについては、最近の研究動向から考えたとき、若干躊躇を覚える。たとえば、渡辺欣雄氏は次のように述べている

韓国では、祖先祭祀のための父系出自集団「門中」があり、主要な機能を遠祖の祭祀においている。しかし同時に近祖を祀る「同高祖八寸」、すなわち同じ高祖をもつ八等親内の親族からなる「堂内親」もまた、祖先の祭祀単位である。ただし、「堂内親」は東アジアの他地域でみられるような八祖先準拠型Vの祭祀単位ではない。それは自己を基準として親等により、視野的に拡大した近親のカテゴリードから八自己準拠型Vの祭祀単位であつて、視野に含む「四代祖」までを祀るのを原則とし、非父系親族員(母方・妻方)の祖先祭祀への参加も許容している(渡辺欣雄編『環中国海民俗と文化』3 祖先祭祀「二五頁」)。

このような父系制社会と「自己中心的」な祭祀の形態というパラドシカルな問題については、父系制社会における妻方親族(妻家)の位置の問題としてもきわめて興味深い問題を提出しているようにも思われる。ただここでは、八自己中心的Vな祭祀のあり方が双系制社会に固有のものであるのかどうか(八自己中心的Vな祭祀のあり方が双系制社会で一般的にみられるとしても)、という問題を指摘しておけば良いであろう。

ここでは確認しておきたいことは、祭祀のあり方は多様であるということである。明治民法が祖先祭祀に関する権限を「家督相続の特権」と定め、現行民法においても「慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する」(八九七条)と規定

している。確かに、家父長制的な家族Ⅱ「家」を規定した明治民法が、家長Ⅱ戸主に祭祀を主宰する権限を与えたことは、論理的には首肯できうことであろう。しかし、父系的で一般的には家父長制的性格が強い社会でさえ、慣習としては祖先祭祀を行うべき（義務）をもつ者が戸主だけではなかったことを知っておくべきであろう。また、トウマイリやいわゆる「分牌祭祀」に見られるように、蒲生氏のことばを借りれば「仏を共有する」ような祭祀の形態を前提とするならば、「祭祀を主宰すべき者」を定めること自体、慣習とは矛盾することになるであろう。すなわち、「仏を共有する」ような祭祀の形態は、仏の子たちによる祭祀の共同承継を意味しているからである。このような祭祀の共同承継を前提とするならば、法律上祭祀を主宰する者を定める必然性もなければ、その必要もない。

3 両墓制、そして年齢階梯墓地

針の墓制は明確である。ムラの中央に神社があり、集落のはずれ東西に埋墓があり、かつそれぞれの垣内には無住の寺（垣内寺と呼ぶ）があり、その側には石塔墓（詣墓）が建てられている（東の垣内には二カ所の石塔墓がある）。概念図は図1の通りである。神社を中心として、ムラの東西に埋墓があるのは、葬列が神社の前に通らないようにとの配慮からであり、神社から東にある家は東の埋墓へ、神社から西にある家は西の埋墓へ埋葬するのだ、という。

針の墓制は典型的な両墓制ではあるが、埋墓（ミバカと呼ばれている）の様子は東と西では異なっている。東の埋墓は「東

墓」あるいは「墓山墓地」と呼ばれている。墓山墓地は、小さな丘の斜面を利用して造成され、墓地は家を単位として区画されている。それにたいして、西の埋墓は「西墓」あるいは「北村墓地」と呼ばれ、埋葬地(Burial ground)を小さな丘の斜面を

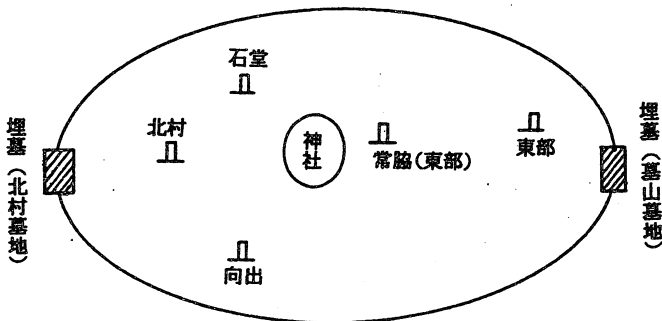


図1 集落概念図

利用して造成していることについては同じであるが、埋葬地を死者の年齢によって階梯的に区分し、また二つの系統の家々がその一角をイットウで専有している点で、墓山墓地とは異なっている。死者の年齢で埋葬地を区分するような形態をここでは「年齢階梯制墓地」と呼び、イットウで一定の区画された埋葬地を専有している形態を「イットウバカ」とここでは呼んでおくことにする。

現在の年齢階梯制墓地は、昭和四五年前後に整備されたものであるという。墓地の入口には六地藏が建てられ、その面前には小さな空間（斎場）があり、その中央には棺を置くための石の台が備えつけられている。そこから奥に、上に向かって帯状に階梯化された埋葬地が造成されている。最下段が二〇歳代以下の埋葬地であり、それから上に、二・三〇歳代、四・五〇歳代、六〇歳代、七〇歳代、八〇歳代、最上段は九〇歳代と社守（後述）とその経験者が埋葬されるという。死亡した者はその年齢に応じて順番に埋葬され、年齢によって区画された埋葬地が一杯になると最初に戻って場所を掘り返し、再び埋葬されるという。イットウバカはこの年齢階梯制墓の一角を区画し、埋葬地を造成している。イットウバカは二つの区画があり、二つのイットウ（今西家と奥谷家のイットウ）が専有しているが、ともにこのムラの草分けともいえる古い家筋であるとされる。

このように北村墓地が整備される以前は、この墓地はもつと雑然としたものであったという。もちろんイットウバカはあったし、死者の年齢が高くなるほど奥（高い）方へ埋葬されたことは同じであるが、それほど明確な形で区画されたものではな

かった。と同時に、死者の年齢とともに、ムラのなかでの家の地位（これを「家柄」と呼んでおく）が埋葬場所にも反映され、その地位が高いほどその年齢区域のなかでも高い場所に埋葬されたという（このような北村墓地の旧埋葬地の状況は、都祁村のXにおいて現在においても見られるものである）。このような埋葬地が変更されるのは、①若年層の死亡者が少なくなることよって年齢による埋葬区域の変更が必要になったこと、②家柄による埋葬地の違いが、「非民主的」と意識されるようになったこと、による。

石塔墓（セキトウバカ・タツチュウバカ等と呼ばれている）は、北村・石堂・向出の垣内ではそれぞれ一カ所、東部垣内には二カ所にある（この理由については垣内の項を参照）。石塔墓のある場所には、垣内寺（寺と言っても垣内の集会所のような建物であるが）が建てられている。かつて明治時代の頃にはこの垣内寺には、聖（ヒジリ）が住み着いて墓守にあたっていたとされるが、この点については詳細は不明である。

私たちは、それぞれの垣内の石塔墓について詳細な八墓石の配置図を作成しているが、まだ完成していない。今後の調査によつて、この配置図を完成させ、垣内の石塔墓の形成について明らかにしていきたい。

針の墓制については検討されなければならないいくつかの問題がある。たとえば、①なぜ東と西の埋葬地はその形態が異なっているのかということ、②北村墓地において、なぜ二つのイットウが埋葬地を異にしているのかということ、③なぜ埋葬地が年齢階梯的に区分されるのか、等の問題がすぐに浮かんでく

る。今後に残された課題は多いが、特に年齢階梯制墓地については、①その形成の時期については、すでに考古学の分野からもその報告があるように、きわめて古い形態であろうということ、②分布領域からいっても大和高原一体に広く分布した墓地であること、③現実のムラの社会構造をどのように反映しているものであるのか、これらのことを念頭においた検討が必要であらう。

もう一つの問題は、垣内寺の問題である。この問題について蒲生氏は興味深い見解を示している。

垣内の共同の生活の一つとして「彼岸の道作り」が年中行事になっている。彼岸の日に各戸より、一人ずつ出て午前中道作りに奉仕し、午後は酒食を共に会するのであるが、この際還暦を迎えた老人のある家、満一六歳になって垣内の公的会合に出席を許されるに至った男子のある家等からも、「もりて」と称して何程かの金を出し、酒食の費に当っている。また、その費用の補足として各戸の負担による垣内の経済からも支出されるのであり、村民の行動のなかに示された苦業を共にする共同の生活、あるいは結婚、死亡の際に現れた垣内集団の機能は、垣内としての強い精神的結合によつてのみ可能ならしめるものであり、その支柱が垣内寺の中に秘められているのではないかと思う（前掲、二五七—八頁）。

蒲生氏は、トウマイリのなかにこの地域の親族関係の特質を読み取り、垣内寺のなかに地縁関係の象徴的な意味を読み取っている。この垣内寺が石塔墓Ⅱ祭祀供養の場と一体となつてい

る空間であることを考え合わせるとするならば、この空間のなかに地縁的な関係と血縁Ⅱ親族（仏を共有する）関係の絡み合い・重疊的な関係を読み取ることができるようになる。

ところで、両墓制をめぐる法的な問題についてもここで若干触れておこう。明治以降の一連の墓地法制のなかで、両墓制が△否認√されてきたはすでに明らかにされたことである。

しかし、法的に△否認√されてきたといっても、現実には両墓制の習俗は今日に至るまで維持されている。この場合、埋墓埋葬地）は法的に墓地として認めるが、「詣墓（石塔墓）」はその土地は法律上「墓地」ではなく、またそこに建立された石塔等も「墳墓」ではなく、一種の供養碑をして解釈されることになる。ただ、明治一八年に「詣墓」に誤つて墓地として地券を発行したとする滋賀県の伺いにたいして、内務省はその地券の発行を取り消すには及ばず、と回答している。この意味では、「詣墓」を地券の発行時において「墓地」として認定したものについては、それ以降も墓地として取り扱われてきたものと思われる。このような「詣墓」がどの程度あり、またこのような「詣墓」が市町村の実務レベルでどのような取扱になつているかという点については、これまでその報告例について私は知らない。しかし、今回の都祁村の調査でこの「詣墓」Ⅱ石塔墓が「埋葬セザル墓地」として「墓地台帳」（この墓地台帳には「明治三八年調製」とある）に記載されていることを知った。どのような経過のなかで、「詣墓」が「埋葬セザル墓地」として「墓地台帳」に記載されたかは明治期にまで遡つて調査しなければならぬであろうが、いずれにしても実定法上は詣墓は「墓地」ではな

いにしても、実務レベルでは「墓地」として承認されている「詣墓」があること、また八生ける法^ノとしては「埋葬セザル墓地」という觀念が存在することを承認すべきであろう。

4 宮座制

針の村落構造を考える場合、宮座制の問題を抜きにしては語ることができない。この針の宮座についても「奈良県総合文化調査報告書」(前掲)のなかに、次のような記述がある。多少長くなるが引用しておこう。

宮座の制度が比較の後まで旧態を残存したところは、都介野においては針のように思われる。針では大正七^ノ八年ころまで宮座があつて、本座と平座とが並列して、この区別はなかなか嚴重であり、別々に行事を行っていた。本座は六〇軒、田が七^ノ八畝あつた。坂上一族で構成され、それ以外が平座の成員であつた。分家でも本家が本座ならば本座に属する。平座は二つに分れ、両方で三〇軒なかつた。西と東の二つに分れ、西が一^ノ二軒くらい、東は八^ノ九軒であつた。座の田は合併し大字有になつたが、農地解放以来名義だけは個人有にしてある。座に入ることが非常に困難で、入婿の場合は4代たつたら入れるが、それまでは駄目である。子供が生まれても婚家先で生まれねばならず、わが里へ帰つて生めば駄目であつた。それだけ血統を重んずるのである。本座の人でも例えば大阪へ長く出稼ぎに行つていて帰村すると、平座に落とされる。平座へ入るにも花つくり一べんよぶ必要がある。呼んでなければ小さな子

の生まれたとき花つくりゴクツキを呼んで入れる。斯くの如くであるから、養子はもちろん本座のものは本座からもらう。でないとする方はかまわないが、もらう方は座から落ちるのである。かくて昔は血族結婚が多かつた。これは針の特色で、親戚つづきが錯綜しているから、うっかり人のことはいえないという。従つて通婚圏は狭く、また隣村であるにかかわらず、小倉・馬場との部落とは通婚関係が全くない。……(前掲、六五^ノ六頁)。

いくつか意味不明な点があるものの、次のように整理できる。①宮座は、大正七^ノ八年位まで本座と平座に区分されていた。現在、その区分はない。②本座と平座の区分は厳格であり、行事も別々に行つていた。③本座は坂上一族によつて構成されていた。④本座の人は本座から養子をもらわなければ本座から平座に落とされる。⑤本座と平座はそれぞれ固有の座の財産をもつていた。⑥座への加入は厳格であつた。

私たちの調査のなかでは、③の坂上一族によつて本座が構成されたということは聞かれなかつた。私たちの調査では、坂上一族が針の今西家の先祖にあたるということは聞いたが、私たちの聞きでは本座に関係したのは、今西家のイトウというよりむしろ針の「一八人衆」と呼ばれていた人々である。「一八人衆」というのは、針の草分け的な百姓であるとか、中世における地下衆の流れをくむとか家とか、あるいは江戸時代五反以上の屋敷地・田畑を所有していた百姓であるとか、と伝えられている。現在のところ、この「一八人衆」の起源についてははっきりしないが、少なくともこの「一八人衆」を構成した家々が、

本座と平座を解消するまでは、ムラのなかで経済的に優位に立っていたし、ムラの政治においても祭祀においても特権的な地位を占めていた、とされている。そして、本座を構成した家々は、この「一八人衆」とここから分かれた家々であるされている。

また、④の問題についても次のような話を聞いた。本座の者が平座（他村からの養子の場合も同じ）から養子をもらうと、平座に落ちるといふのは同じである。ただ、四代たつと、本座に戻るができるという話も聞かれた。と同時に、逆に本座の者が平座の家に養子にはいると、その家は本座になるといふのである。ここで重要なことは、本座と平座の問題を「家」の階層差の問題に単純には解消できない、ということである。すなわち、ムラ（社会）が「家」によって構成されているという場合、個々人の地位 \parallel 身分はその家に付着した地位 \parallel 身分によって決定される、というのが一般的な理解であろう。他家から養子にきた場合においても、その養子の地位は自己が生まれた家の地位ではなく、養子先の家の地位が彼のその社会での地位を決定するというのが一般的である。しかし、針においては、このような一般的な原則は妥当しない。本座か平座かを決定するのは、単純には家筋の問題には解消することができず、「家」の原理とは別の、いわば血筋それも男系の血筋によってそれが決定されているように思えるのである。

おそらくこのことは、宮座が本来「家」を構成単位として形成されるのではないことを意味しているように思える。このことは、今後この地方の宮座の調査にあたって、きわめて重要な

問題になっていくであろう。

宮座が「家」を構成単位として形成されたものでないことは、「宮」の行事を見てもある程度理解されうることである。「宮」の行事については、後に詳しく報告するので、ここで付け加えることはない。問題はそれらの行事の担い手である。氏子総代は別にして、「宮」の行事に主として関与するものは「社守」「六人衆」「稚児」「頭屋」である。「社守」は神主の役割を果たす者であるが、春日神社の登録された神主は別にいる。この登録された神主が春日神社に来るのは春・夏・と秋の祭りの時だけであり、その他の行事の神事を司るのは社守である。また、多くの宮座制のもとでは社守（神主）が頭屋として年番で変わるといふのが普通であるが、針では年番では変わらない。ムラのなかで神事に詳しい者（氏子総代を勤めた者のなから選ばれるとも聞いた）が社守となり、その任期には定めがなく、同一の者が長期にわたって社守を続けることになる。「六人衆」といふのはムラの長老衆六人のことである。ムラのなかで高齢の者（男性）六人が順次「六人衆」を構成することになる。「稚児」とは「宮」の分霊を担うものであり、「頭屋」とは稚児を出した「家」のことである（そのように説明された）。稚児になる者は前年に生まれた本座の男子（長男）、東針と西針からそれぞれ二人選ばれた。現在では、子どもの出生率が減少したために、小学校一年生位までの男子のなから稚児が選ばれている。そして、頭屋になるのはこの稚児を出した「家」である、と説明される。ここで注意しておきたいのは、この頭屋は「家」を単位として年番で回っているのではないことである。稚児が選ば

れ、その結果として頭屋が決まるのである。また、秋祭りに稚児が分霊を八宮Vに返すとき、それに付き添うのは稚児の父親であり、そして母方の祖父である。この「頭屋」が八宮Vの分霊を預かる稚児の補佐人的役割を果たす地位を示すものであるとするならば、頭屋を「稚児の父」と理解した方が分かりやすいし、母方の祖父がこれに関与する意味も理解しやすい。つまり、八宮Vの分霊は稚児が預かり、稚児を中心とした親族によって補佐されている、と考えることができる。この意味では、頭屋を八家Vとして把握する必然性はないといえるだろう。

このように見てくると、本座と平座、頭屋というものが一見八家V原理を反映したもののように思われるが、八家V原理では説明できない問題が多い。つまり、そこに八家V的觀念が付着していることを承認しつつも、八家Vはこれらを(つまり宮座を)理解するための本質的な問題ではない、というのが今回の調査を通じての私の印象である。

今回の宮座制の調査を通じてのもう一つの疑問は、八宮Vとは一体何なのかということである。稚児が預かる分霊は、村人たちは春日神社の分霊であると説明するが、どのような性格をもった八宮Vなのであろうか。村人達はこの春日神社を八氏神Vと呼ぶことがある。しかし、この針の集落のなかで祖先祭祀と八地縁V関係を結び付ける装置があるとすれば、それは垣内寺のなかを求めることができるのであり、この八宮Vのなかには原田敏明氏が指摘するように八氏神Vとは異なった八神Vを見いだすべきであろう。おそらく、春日神社を八氏神Vと呼ぶようになったのは、明治以降のことに思えるのである。この

問題は今後の調査に委ねなければならないが、これと同時にもう一つ視野にいれなければならない問題がある。それは、明治初年の神社の国家的統制のもとで宮座がどのように位置づけられていたのかということである。この点について、今論ずべき用意はないが、次の資料に注目をおきたい。

一 一 一 (統) 約定書

一 是迄宮座夫々相嘗候得共、今般御改正ニ付、県庁ヨリ宮座被廢シ候ニ付、村役人支配ト被仰付、宮田地券之表三拾八人持三拾三人持拾八人持ト書上候処、書上前之内、難(何カ)方二分家仕候而も、一分加江約定ニ御座候、依之一(統)連印ヲ以村役人江相納置候約定如件

明治七年 戌一月 日

平群郡

稲葉

車瀬 村

安井 安平

(外三三名 省略)

(出典不明)

村役人三名中

この資料は、明治七年に宮田の地券について「三拾八持」等の記載があつても地券に名前の記載ある者からの分家はこの土地について権利を持つことを約定したものであるが、問題は前半の「是迄宮座夫々相嘗候得共、今般御改正ニ付、県庁ヨリ宮座被廢シ候ニ付」というところである。ここでは宮座の廃止の指令があつたと知られるが、その内容については明かではない。このような宮座についての法的規制についても検討課題にならなければならないだろう。

(森 謙二)